規定による保険料を納付する者となつていた者が農業者年金の被保険者の資格の取得により同項の規定による保険料を納付する者となつたときを含む。）は、当該事実があつた日から十四日以内に、次に掲げる事項を記載した届書を機構に提出しなければならない。この場合において、当該届書に基礎年金番号を記載するときは、当該届書に国民年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類を添えなければならない。

一　氏名、生年月日及び住所

二　（略）

三　個人番号又は基礎年金番号

第七十八条の六　第一号被保険者は、農業者年金の被保険者の資格の喪失（独立行政法人農業者年金基金法第十三条第一号に該当することによる資格の喪失を除く。以下同じ。）により法第八十七条の二第一項の規定による保険料を納付する者でなくなつたときは、当該事実があつた日から十四日以内に、次に掲げる事項を記載した届書を機構に提出しなければならない。この場合において、当該届書に基礎年金番号を記載するときは、当該届書に国民年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類を添えなければならない。

一　氏名、生年月日及び住所

二　（略）

三　個人番号又は基礎年金番号

（前納保険料の還付請求）

第八十条　（略）

2　前項の場合において、請求者が第一号被保険者であつた者の相続人であるときは、次に掲げる書類を添えなければならない。

一　第一号被保険者であつた者の死亡を明らかにすることができる書類（厚生労働大臣が住民基本台帳法第三十条の九の規定により当該第一号被保険者であつた者に係る機構保存本人確認情報の提供を受けることができないときに限る。）

二　（略）

（法第九十四条の二第三項に規定する予想額の算定のために必要な事項の報告等）

第八十二条の九　各実施機関たる共済組合等は、毎年度、厚生労働大臣に対し、当該実施機関たる共済組合等を所管する大臣を経由して、厚生年金保険法施行規則第八十八条の十第一項第一号イ及びヲ、第二号イ及びチ並びに第三号イ(1)及び(11)、ロ(1)、ハ(1)、ニ(1)及び(11)、ホ（ニ(1)及び(11)に掲げる事項に限る。）、ヘ(1)、ト(1)、チ(1)及び(9)、リ(1)及び(9)、ヌ(1)、ル(1)、ヲ（イ(1)及び(11)に掲げる事項に限る。）、ワ（ロ(1)に掲げる事項に限る。）並びにカ（ハ(1)に掲げる事項に限る。）に掲げる事項を、一月三十一日（日曜日に当たるときは一月二十九日とし、土曜日に当たるときは一月三十日とする。）までに光ディスクにより報告しなければならない。

（削る）

（削る）

規定による保険料を納付する者となつていた者が農業者年金の被保険者の資格の取得により同項の規定による保険料を納付する者となつたときを含む。）は、次の各号に掲げる事項を記載した届書に、国民年金手帳を添えて、当該事実があつた日から十四日以内に、これを機構に提出しなければならない。

一　氏名及び住所

二　（略）

三　基礎年金番号

第七十八条の六　第一号被保険者は、農業者年金の被保険者の資格の喪失（独立行政法人農業者年金基金法第十三条第一号に該当することによる資格の喪失を除く。以下同じ。）により法第八十七条の二第一項の規定による保険料を納付する者でなくなつたときは、次の各号に掲げる事項を記載した届書に、国民年金手帳を添えて、当該事実があつた日から十四日以内に、これを機構に提出しなければならない。

一　氏名及び住所

二　（略）

三　基礎年金番号

（前納保険料の還付請求）

第八十条　（略）

2　前項の場合において、請求者が第一号被保険者であつた者の相続人であるときは、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。

一　第一号被保険者であつた者の死亡を明らかにすることができる書類

二　（略）

（法第九十四条の二第三項に規定する予想額の算定のために必要な事項の報告等）

第八十二条の九　各実施機関たる共済組合等は、毎年度、厚生労働大臣に対し、当該実施機関たる共済組合等を所管する大臣を経由して、次の各号に掲げる事項を当該各号に定める区別の区分に応じ、一月三十一日（日曜日に当たるときは一月二十九日とし、土曜日に当たるときは一月三十日とする。）までに光ディスクにより報告しなければならない。

一　前年度の末日における当該実施機関たる共済組合等に係る組合員又は加入者の数　当該組合員又は加入者の男女別、年齢別及び組合員又は加入者であつた期間の期間別

二　前年度の末日における当該実施機関たる共済組合等に係る組合員又は加入者の組合員又は加入者であつた期間（昭和三十六年四月一日以後の期間に係るものに限り、当該組合員又は加入者が昭和六十年改正法附則第三十一条第一項に規定する者以外の者である場合には二十歳に達した日の属する月前の期間及び六十歳に達した日の属する月以後の期間に係るものを除く。）の平均月数　当該組合員又は加入者の男女別、年齢別及び組合員又は加入者であつた期間の期間別